

介護保険のしくみ

介護保険は、みなさんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。
 40歳以上の方が加入者として介護保険料を納め、介護が必要になったときには費用の一部を支払うことで、介護保険のサービスを利用できるしくみになっています。
 介護保険制度の加入に手続きは必要ありません。
 40歳になると自動的に被保険者になり、65歳になると第1号被保険者に切り替わります。

保険料の決め方・納め方

- 40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料
 加入している医療保険の算定方法により決まります。
 医療保険と合わせて納めます。
- 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料
 決め方:「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況および所得に応じて個人ごとに決まります。
 ※基準額・・・保険料を決める基準になる金額のことです。
 市区町村ごとに、介護保険給付にかかる費用や65歳以上の人数などから算出します。



段階	対象者	保険料率	月額(円)	年税額(円)
世帯全員が住民税非課税				
第1段階	合計所得金額+課税年金収入 ≤ 82.65万円	×0.285	1,966	23,592
第2段階	合計所得金額+課税年金収入 ≤ 120万円	×0.485	3,346	40,152
第3段階	第1・第2段階以外	×0.685	4,726	56,712
本人が住民税非課税				
第4段階	合計所得金額+課税年金収入 ≤ 82.65万円	×0.90	6,210	74,520
第5段階	上記以外 ※基準額	×1.00	6,900	82,800
本人が住民税課税				
第6段階	合計所得金額が120万円未満	×1.20	8,280	99,360
第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満	×1.30	8,970	107,640
第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満	×1.50	10,350	124,200
第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満	×1.70	11,730	140,760
第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満	×1.90	13,110	157,320
第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満	×2.10	14,490	173,880
第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満	×2.30	15,870	190,440
第13段階	合計所得金額が720万円以上	×2.40	16,560	198,720

※令和7年度からの変更点は、赤で表示しております。